

平成 26 年 12 月 25 日

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う利用調整について

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育の利用調整を行うための基準指数等について、新制度の趣旨を踏まえ、諸般の変更・修正を行う。

1. 主な修正箇所（案）

保育の利用基準・指数

- ・保育の必要性認定（支給認定）で就労要件の最低基準である月 48 時間以上の就労を常態としていることを、利用基準に加える。
- ・保育を必要とする要件について、これまでの「日中保育にあたることができない」という規定から「日中」という文言を削除する。
- ・災害及び求職要件で保育を利用できる期間について、支給認定の有効期間と合わせ、「最長で就学前まで」とする。

調整基準・指数

- ・同居の親族等がいる場合でも、保育の必要性が認定されることとなったため、同居の親族等が補完的な保育を行うことが出来る場合に、指数を減点してはどうか。
- ・0 歳児クラス申込みの場合、認可外保育施設等に既に子どもを預けている場合の調整指数を、それ以外のクラス申込みの場合の +6 点と分け、育休明け世帯の調整指数と同様の +5 点としてはどうか。
- ・年齢上限がある保育所や地域型保育事業の最終年齢クラスの卒園児に対し、卒園後の保育所等の優先利用のため指数を加点してはどうか（卒園後の受け入れ先が確保されている場合を除く）。
- ・認定こども園の教育標準時間利用（1号認定）在園児の認定区分が2号となり、当該認定こども園の保育所部分の利用を希望した場合の優先利用のため、指数を加点してはどうか。
- ・保護者の就労に係る証明書の内容について、勤務実績と収入実績に整合性がない場合に指数を減点してはどうか。
- ・兄弟姉妹がこれまで保育料等を正当な理由がなく3か月以上滞納している場合に指数を減点してはどうか。

2. 今後のスケジュール

- 平成 27 年 2 月 支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例施行規則公布
平成 27 年 5 月以降入園申込み用の保育サービスのごあんない配布
- 4 月 子ども・子育て支援新制度関連法及び区条例等施行
- 5 月 新基準での利用調整による児童の入園開始